

多岐に渡って質問しました

全43議案を審議しました

構成は臨時号に載っています

質問者本人が要約しています

閉会中も審議しました

大綱質疑

議案審議

委員会報告

一般質問

閉会中の審議

審議された議案と結果

※印があるものはピックアップして記載しています

決定	議会広報特別委員会委員の選任について
決定	農業委員会委員の推薦について
可決	平成19年度桜川市一般会計予算
可決	〃 桜川市国民健康保険特別会計予算
可決	〃 桜川市老人保健特別会計予算
可決	〃 桜川市農業集落排水事業特別会計予算
可決	〃 桜川市公共下水道事業特別会計予算
可決	〃 桜川市介護保険特別会計予算
可決	〃 桜川市野外趣味活動施設特別会計予算
可決	〃 桜川市岩瀬水道事業会計予算
可決	〃 桜川市真壁水道事業会計予算
可決	〃 桜川市大和水道事業会計予算
承認	専決処分の承認を求めることについて (平成18年度桜川市一般会計補正予算(第6号))
適任	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
可決	桜川市副市長の定数を定める条例
可決	桜川市市設置型浄化槽整備事業減債基金条例
可決	桜川市環境基本条例
可決	桜川市個人情報保護条例の一部を改正する条例
可決	桜川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
可決	桜川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
可決	桜川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
可決	桜川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
可決	桜川市市設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
可決	桜川市営駐車場及び自転車置場の設置管理に関する条例の一部を改正する条例
可決	新市建設計画の変更について
可決	茨城県市町村総合事務組合規約の一部改正について
可決	茨城租税債権管理機構規約の変更について
可決	県西総合病院組合規約の変更について
可決	訴えの提起について
可決	平成18年度桜川市一般会計補正予算(第7号)
可決	〃 桜川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
可決	〃 桜川市老人保健特別会計補正予算(第1号)
可決	〃 桜川市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
可決	〃 桜川市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
可決	〃 桜川市介護保険特別会計補正予算(第4号)
可決	〃 桜川市野外趣味活動施設特別会計補正予算(第2号)
可決	〃 桜川市岩瀬水道事業会計補正予算(第3号)
可決	〃 桜川市真壁水道事業会計補正予算(第4号)
可決	〃 桜川市大和水道事業会計補正予算(第3号)
可決	桜川市議会委員会条例の一部を改正する条例
可決	桜川市議会会議規則の一部を改正する規則
継続審査 採択	要望書 山麓地帯における遊休農地の解消と猪被害防止対策に関する要望書

市が浄化槽を設置・管理

〔桜川市市設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正〕

桜川市では、十八年度から岩瀬地区において実施しました市設置型浄化槽の設置事業を、十九年度からは真壁地区、大和地区にも拡大していくため、条例の改正を行いました。

施設型浄化槽設置事業は、各家庭から出るし尿と生活排水を微生物の働きを利用して、きれいな水にする施設(合併浄化槽)の設置を行う事業です。公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域を除く市全域が対象となります。

申し込み後に受益者分担金と設置後は浄化槽使用料がかかります。

従来の浄化槽設置は、予算の範囲内で市の助成を受け個人が工事を行い、個人が維持管理をしてきましたが、当事業では、市が個人にかわって工事から維持管理までを行うも

市設置型合併浄化槽

のです。

議会では、市設置型浄化槽の対象区域を確認する質疑や、下水道計画区域に隣接する住宅の扱い方等について質疑がありました。

詳しくは建設部下水道課へ。
電話 〇二九六―五八―五一―一
内線 一一六八

大和中学校改築費用に約15億円

〔新市建設計画変更について…改築事業を追加〕

新市建設計画は、平成十七年十月一日、岩瀬町・真壁町・大和村が合併し、新たに誕生した桜川市のまちづくりの基本方針を示すものです。

この基本方針に基づく施策・事業を展開することにより、それぞれの町村の持つ課題を整理するとともに、一体性のあるまちづくりの確立を目指していきます。

また、この新市建設計画に位置づけられた事業については、合併特例法に基づく交付税措置(合併特例債)を受けることができます。

桜川市において、合併特例債を活用して実施する事業は、岩瀬駅跨線歩道橋・ミ二図書館整備事業(岩瀬地内)、多目的複合施設整備事業(真壁地内)、埋蔵文化財センター建設事業(真壁地内)、休憩施設建設事業(真壁地内)、幹線道路整備事業(岩瀬地内・大和地内)、都市計画道路整備事業(岩瀬

地内)、新庁舎建設事業の八事業が挙げられており、総事業費一〇〇億三〇〇万円が見込まれています。

今回の計画変更の内容は、学校施設整備に関する答申において、耐力度調査により危険度が高いとされた大和中学校の改築事業(約一五億円)を加えるもので、この事業を新市建設計画に位置づけ、合併特例債を活用することにより、市の財政負担を軽減することができます。

議会では、幹線道路の整備について具体的な年次計画を求める質疑や、大和中学校改築事業を追加することによる総事業費及び各事業の増減等について質疑がありました。詳細な資料の提出と、当初の総事業費を超えないことを確認し可決いたしました。

7

6